

採用情報

(指導医療官)

厚生労働省中国四国厚生局

ひと、暮らし、みらいのために

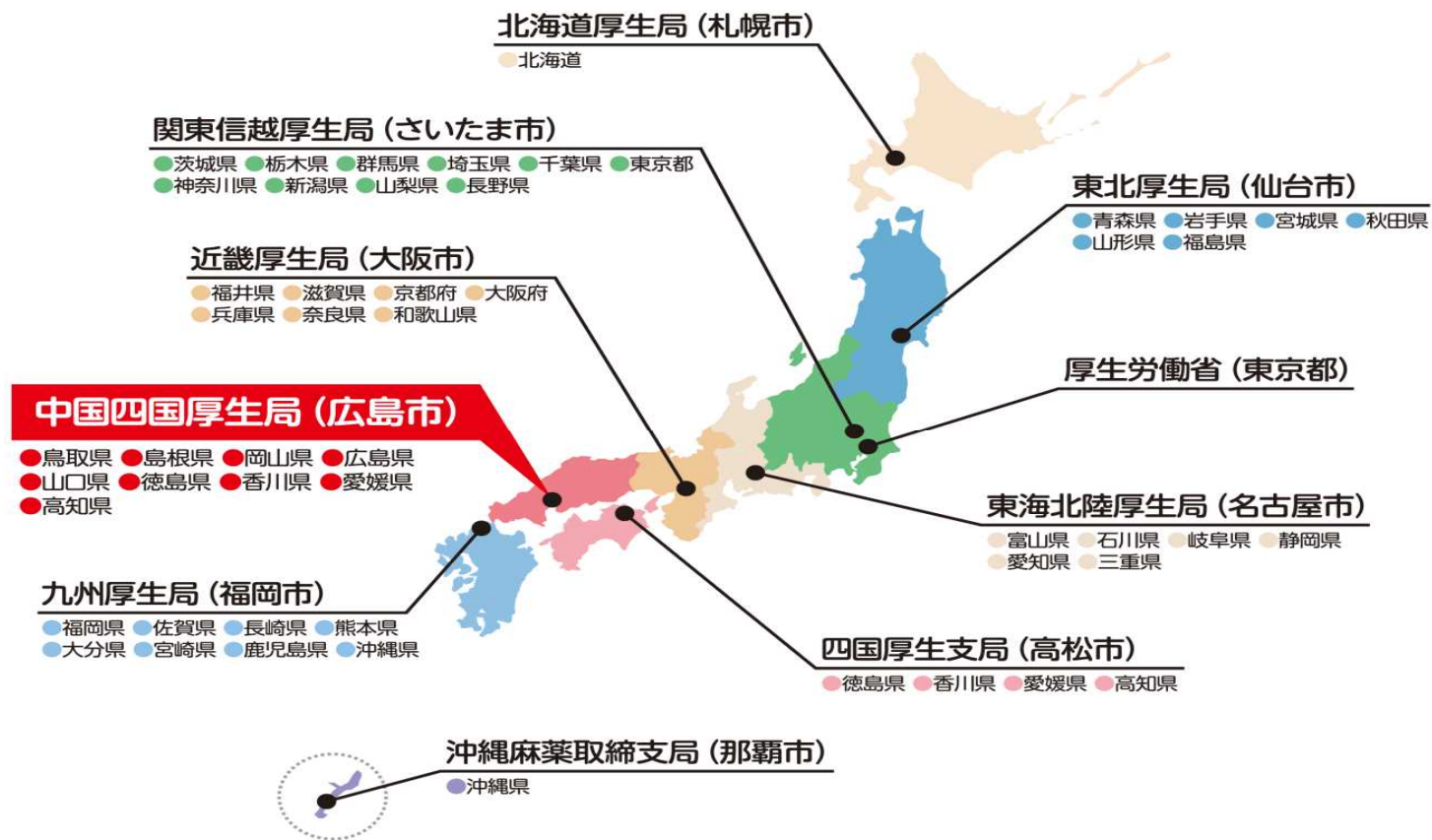


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地方厚生(支)局とは

- 地方厚生(支)局は、平成13年1月に厚生労働省が所掌する事務の一部を移管して、全国8か所に設置された厚生行政の施策実施機関です。
- 中国四国厚生局は、主に中国5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)において、国民の皆様にもっと身近な医療、健康福祉、年金などに関する業務を行っています。

地方厚生(支)局の管轄エリア



【医療】

- **医療保険制度の健全な運営、適正化のための取組**
 - **保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等に対する指導監督**
 - 健康保険組合等の医療保険者に対する指導監督
- **安心・安全な医療サービス提供体制の構築に向けた取組**
 - 医師、歯科医師臨床研修の実施体制の確保に向けた調整や補助金の交付
 - 病院の医療安全管理体制や院内感染防止等に関する立入検査
 - 再生医療等の安全性の確保等に関する業務
- **医薬品・医療機器等の安全の確保のための取組**
 - 厚生労働大臣が指定する医薬品・医療機器の製造業の許可
 - 通関時における医薬品・医療機器等の輸入監視

【健康福祉】

- **生命・健康を脅かす事態に備えた取組**
 - 地方自治体など関係機関との連携体制の構築
 - 病原体等所持施設への立入検査
- **食の安全・安心の確保のための取組**
 - 食品製造過程の承認、輸出水産食品認定施設等の査察
 - 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション
- **医療・健康・福祉事業者養成のための取組**
 - 管理栄養士や、社会福祉（大学・短期大学が設置するもの）などの養成施設の指定、指導
 - 医師、歯科医師、助産師、保健師、看護師及び薬剤師の国家試験の実施
- **地域包括ケアシステムの構築を推進するための取組**
 - 市町村ごとの地域特性や課題を踏まえた県・市町村への支援
 - 認知症施策に関する各種事業の支援

【年金】

- **年金制度の円滑な事業運営のための取組**
 - 日本年金機構が行う事務（立入調査や滞納処分等）の認可
 - 市町村が実施する国民年金事務に関する交付金の審査
 - 厚生年金基金等に対する指導監督
- **年金記録の訂正を求める方のための取組**
 - 年金記録の訂正請求の調査審議・決定
- **被保険者等（審査請求人）の権利・利益の救済を図るための取組**
 - 保険者（厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等）が行った処分に対する不服申立ての審理

【麻薬取締】

- **薬物乱用を防止し、健全な社会を実現するための取組**
 - 薬物犯罪の捜査・取締り
 - 麻薬取扱者に対する指導監督・立入検査
 - 薬物乱用防止のための啓発活動

- 中国四国厚生局では、保険医療機関等の指導監督を担当する『指導医療官』を募集しています。

指導医療官の職務

1. 保険医療機関及び保険医に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導又は個別指導等
2. 診療内容又は診療報酬請求に不正又は著しい不当が疑われる保険医療機関に対する監査
3. 保険者、審査支払機関、保険医療機関及び保険医に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導助言

<指導とは>

- ・ 社会保険の医療担当者として、適正な療養の給付を担当していただくため、療養担当規則等に定められている診療方針、診療（調剤）報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底し、保険診療（保険調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として行うものです。

<監査とは>

- ・ 医療担当者の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているかどうか、診療（調剤）報酬の請求が適正であるかどうかなど、出頭命令や立入検査等を通じて確かめることを目的として行うものです。

指導医療官の勤務条件

1. 給 料

- ① 国家公務員として「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき職歴等を勘案して決定
- ② 上記の他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当などを支給
＜モデル年俸：中国四国厚生局の標準的な試算＞
 - 経験年数6年で大学卒6年経過 …… 約 1,100万円
 - 経験年数30年で大学卒32年経過 …… 約 1,250万円

2. 勤 務 時 間

- 原則として 8時30分～17時15分
 - ・ 中国四国厚生局本局（広島県広島市）は 9時15分～18時 まで
 - ・ 育児、介護のための早出遅出勤務の制度
 - ・ 育児短時間勤務（週38時間45分より短い勤務時間）
 - ・ フレックスタイム制（始業・就業時間の自主的な設定）

3. 休 暇 等

- 完全週休2日制（土曜日、日曜日）、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、年次休暇
 - ・ 特別休暇（夏期休暇、保育時間制度、子の看護休暇制度 等）
 - ・ 休 業（育児休業制度、育児時間制度 等）

4. 服 務

- 常勤の一般職の国家公務員として、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など、国家公務員の服務に関する規定を適用

採用・勤務地等

事項・区分	基本的な採用基準等									
	指導医療官	任期付指導医療官								
1. 採用方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選考採用 ○ 交流人事 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公募採用 ※ 公募要綱を掲示（3～4週間程度） 								
2. 定年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定年は65歳の年度末（注） ○ 定年後、1年更新で最大3年間の勤務延長可能 <p>（注）令和5年度から定年65歳が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に70歳になります。 また、令和13年度以降は、最長73歳になった年度の3月31日まで勤務延長の可能性がります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和9・10年度</th> <th>令和11・12年度</th> <th>令和13年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年年齢</td> <td>68歳</td> <td>69歳</td> <td>70歳</td> </tr> </tbody> </table>			令和9・10年度	令和11・12年度	令和13年度以降	定年年齢	68歳	69歳	70歳
	令和9・10年度	令和11・12年度	令和13年度以降							
定年年齢	68歳	69歳	70歳							
3. 配置官署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中国四国厚生局本局（広島県広島市）、鳥取事務所（鳥取県鳥取市）、島根事務所（島根県松江市） ※ 配置官署については要相談 									
4. 採用基準 （共通事項）	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師又は歯科医師国家試験に合格した者であって原則として当該試験合格後5年以上の者 ② 日本国籍を有し、保険医として登録している者 ③ 病院又は診療所において、原則として5年以上の臨床経験を有する者 									

事項・区分	基本的な採用基準等	
	指導医療官	任期付指導医療官
4. 採用基準	<ul style="list-style-type: none"> ④ 社会保険及び保険診療を正しく理解し、このための知識の習得や医学上の専門知識等の向上に積極的であると認められる者 ⑤ 指導医療官の職務を公平かつ適切に行い、誠実に遂行することができる者と認められる者 ⑥ 経歴や人物において指導医療官として相応しいと認められる者 ⑦ 過去に健康保険法等に基づく保険医の取消処分を受けたことがない者 ⑧ 過去に保険医療機関及び保険医療養担当規則に違反したことによる「戒告」又は「注意」を受けた経歴がある者である場合は、当該措置から6ヶ月間以上が経過している者 	
5. 任期付指導医療官の採用基準	<p>大学病院等に勤務している者、または、退職後、概ね2年以内である者で、次に掲げるいずれかの知識や経験を有する者であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 先端の臨床業務・研究・医学教育等に従事する者の知識や経験 ② 医薬品の適正な使用や特定保険医療材料の使用方法に関する知識や経験 ③ 最新の手術や処置等の手技に関する知識や経験 ④ チーム医療（例えば、リハビリテーション・精神科医療等）に関する知識や経験 ⑤ 地域医療に関する知識や経験 ⑥ その他前5項目に準じる高度で専門的な知識・経験と認められるもの 	

事項・区分	基本的な採用基準等	
	指導医療官	任期付指導医療官
6. 選考方法	<p>○ 指導医療官の適正等について、個別面接により選考</p>	<p>○ 第1次選考（書類選考） 小論文、関係書類の記載内容により、経験及び専門性等を勘案し選考</p> <p>※ 小論文について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文字数 800字以上1200字以内 ・ テーマ 「指導医療官として、医療保険行政に携わるにあたり考えること」など <p>○ 第2次選考（面接式口述試験） 第1次選考合格者に対し、指導医療官としての適正等について、個別面接により選考</p>

指導医療官の医療機関での診療行為に関する兼業について

1. 兼業の許可の目的

- 自己の臨床技術の維持・専門医資格等の維持・取得のために行う兼業であること
- 単に報酬目的の兼業ではないこと

2. 兼業の勤務制限

- 勤務時間外の時間であること
(翌日が勤務日である時は22時まで。また、土曜日、日曜日は兼業可。)
- 年次有給休暇中の兼業は認められない
- 所属部署が管轄する保険医療機関であっても兼業が可能。ただし、指導医療官の具体的な職務内容との間に利害関係が生じないよう、兼業先との関係等も踏まえ、個々の申請を審査の上で、兼業の適否を判断する

3. 兼業許可

厚生労働省保険局医療課へ兼業許可申請が必要

(個々の申請を審査の上で、兼業の適否を判断する)

現職指導医療官からのメッセージ（I・K指導医療官）

昭和36年に体制が確立された国民皆保険は日本が世界に誇る健康保険制度の特徴の一つです。ただ、保険診療があまりにも「当たり前」となり、診療そのものが保険診療とほぼイコールの世の中になった結果、制度の趣旨やルールが後回しにされ、「診療すれば何でもかんでも保険請求できる」と思い込んでしまう危険性もあります。こうした中で制度が適切に運営されるためには、保険医療機関、保険医の方々が制度の趣旨やルールについて理解し、遵守することが不可欠です。そのために厚生局が業務として行っている指導がますます重要になって来ている、と感じています。指導医療官の主たる業務はまさにこの「指導」です。

指導医療官としての業務は実際の所、デスクワークがメインですが、頭の使い方は臨床とかなり近い、と考えています。臨床医が患者の症状、身体所見、検査結果等に基づいて診断し、治療方法を決定するのと同じく、指導医療官は保険医療機関の請求と実際に行われた診療を指導の場でレビューし、何が妥当で何が妥当でないのか判断することになるからです。保険医療機関、保険医の方々に懇切丁寧に説明した上で、不適切な所がもしあれば改善を求めることになります。これまでの診療経験で培われた接遇のテクニックが指導でも有効かもしれません。

指導に当たり相当の準備は必要ですが、法律や算定の要件に詳しい事務官とチームで業務をこなしますし、指導医療官の守備範囲はあくまで診療、請求の妥当性についての判断です。他科の保険指導医の先生と一緒に指導をすることや、他局の指導医療官の意見を参考に指導に当たることも多々あります。全国の指導医療官の中には様々な経歴、診療科の先生がいらっしゃいます。

指導医療官は国家公務員であり、勤務時間外、土日の出勤といったものは通常はありません。現在、私自身は毎日の勤務の前後に子供の登園降園の送迎をしています。フレックスタイム制を利用して勤務時間を変更することも可能です。専門医の資格の維持等で必要な場合は、条件が許せば兼業として保険医療機関での診療も可能となっています。

指導医療官という職種の知名度は高くありません。まずは先生方に臨床でもなく、研究でもない所で自らの知識と経験を活かす道がある、ということを知って頂ければと思います。これを読んで指導医療官に少しでも興味を持たれた先生がいらっしゃれば、遠慮なく厚生局にご連絡下さい。その上で、公務員として職責を全うする気概があり、目的意識を持って厚生局の扉を叩いて頂ければ、必ずや充実感を持ってセカンドキャリアとして職務に取り組むことが出来る、と確信しています。

（令和4年3月執筆）

現職指導医療官からのメッセージ（K・H指導医療官）

1、指導医療官への転職のきっかけ

私は医学生時代より医療行政に興味・関心を持っていました。同級生が卒後(旧)厚生省に医系技官として入省しました。私も医系技官の道を考えましたが、諸般の事情で卒後40年余り皮膚科病院勤務医生活を送りました。勤務医生活後半の15年は国保連の審査委員を、10年は当局の保険指導医(非常勤の指導医療官)を務めました。65歳定年後の生活を漠然と考えていた頃、当局より指導医療官就任の依頼がありました。私はいわゆる「マイナー科医師」ですが、全診療科にわたり保険指導医が多数在籍している事も知っていましたので、「何とかなるのでは？」と考え定年を待たずに転職しました。

2、仕事の実際

指導医療官の生活は、病院勤務医時代と180度違います。「オンとオフ」がはっきりしている他、「患者さんのストレス」がなくなったのは大きいです。昼休みは1時間取得出来、定時退庁が可能です。土日・祝日出勤もありません。「働き方改革」を推進する省庁なので、年次休暇や夏休み等気兼ねなく取得しています。日常業務を臨床に例えるならば、①医療機関等からの疑義照会は外来患者の診療、②(新規)個別指導は予定入院患者の診療、③監査は重症患者又は大きな手術を予定している患者の入院診療に相当すると思います。一方、検討する時間（予習時間）は十分にあり、自分のペースで仕事をしています。入職後、精神神経科やリハビリテーション、訪問診療など「新入社員」気分勉強し直しました。医療安全など医療全般に関する事項や介護保険も業務に関連することがあり、こちらも勉強中です。

3、さいごに

若い先生方は「専門医」維持等のため、一定条件下で臨床医として働くことも可能です。指導医療官の業務は事務官との「協同作業」ですので、事務官との協力が不可欠です。指導や監査では、（立会を依頼している）医師会との連携も必要です。（私の場合母校同窓会役員の経験があり、転職に際し大いに役立ちました。）なお全国に指導医療官が在籍しており、メール等で相談出来ます。本パンフレットをご覧の皆さんも私達の仲間に加わりませんか？

現職指導医療官からのメッセージ（M・I指導医療官）

指導医療官になったきっかけとして私の医学部への入学が決まった際に、歯科医師であった祖父から医師には臨床を行うだけでなくその専門知識を生かして行政に関わる医系技官という働き方があることを教えてもらいました。それから漠然と行政への道に興味を持つようになりましたが、大学在学中はそれほど明確な意思を持たず、医学部卒業後は周りの方と同じように臨床の道へ進みました。

初期・後期研修を終えて医師6年目の内科医として病院で勤務していた時のことです。ふと、日本の医療費が年々増大しているというニュースが気になりました。私は保険医療制度について勉強不足であったため、そこで初めて日本では保険料のみで医療費が賄えておらず、税金が大量に投入されているという事実を知りました。自分が治療している患者が少ない自己負担で医療を受けられているのは、皆保険制度によって数多くの保険料や税金を納めてくださっている方々のおかげであるということ、またその支えがあって初めて臨床医として今まで支障なく働いていたという事実を目の当たりにしました。同時にこの保険制度を何とか持続させていくため、自分が何か役に立てないのかという思いに駆られ医系技官を志しました。

妻、子供と共に暮らしており、ただのわがままではありますが今のまま引っ越さずに広島で勤務できないかと思い、「広島 医系技官」とインターネット検索をかけたところ、中国四国厚生局で指導医療官を募集していることを知りすぐに連絡し、無事に採用していただきました。

指導医療官の日々の仕事としては、保険請求が正しく行われているか診療録などを確認するための医療機関への指導、請求方法についての医療機関からの質問への回答などがあり、不正が強く疑われる場合には監査を行うこともあります。医療機関で勤務経験のある職員は少なく、指導においてカルテの内容が理解しにくい、医学の専門用語が多く質問の内容や状況がわかりづらいといった問題が度々発生しますが、私の今までの臨床経験を生かしてそれらを解決できることが多く、とても働き甲斐のある環境と感じています。指導医療官は行政の一員ではあるものの、あくまで患者主体の保険診療を扱っているため医学的な面から物事を考えることが多く、臨床医に近い存在と思います。法律など一部今まで馴染みのなかった知識も使いますが、入職してからのインプットで十分対応できています。

ちなみに現在の働き方ですが、土日や時間外の勤務は原則として無く、仮に発生する際にも事前に把握できることがほとんどです。勤務医時代と比べて家族と過ごす時間が格段に増え、2人目の子供が生まれた際には入職後2か月しか経っていませんでしたが育児休業を取得できました。子供の発熱などで急な対応が必要になった際にも休暇を取りやすいです。

少しでも興味を持たれた方は厚生局にお電話をいただければと思います。まずは話だけ聞いてみたい方も大歓迎です。

お問い合わせ先

〒730-0012

広島県広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎 4号館 2階

厚生労働省中国四国厚生局 管理課

電話番号：082-223-8262（直通）

厚生労働省中国四国厚生局 総務課

電話番号：082-223-8181（直通）

指導医療官採用情報（ホームページ）

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/saiyo/shidouiryoukan.html>

